

業務委託標準仕様書改正資料

令和 7 年 4 月

名古屋市緑政土木局

R7. 4 改正について(業務委託標準仕様書)

改正の凡例

新規・追記	<u>あああああ</u>
削除	いはいはい

業務委託標準仕様書

第Ⅲ編 道路

第1章 道路維持

第5節 街路樹等管理業務

1-5-2 植物管理

2. 刈込

- (2) 受託人は、刈込にあたって、樹木等の健全育成のため、枯損枝の~~切取り及び密生箇所の切りすかし並びに疎な部分への枝の誘引等を行うこと~~を切取り、疎な部分については、枝の伸長を促すなどの配慮をすること。

1-5-3 植栽地除草・清掃管理

1. 植栽地除草

街路樹が植栽されている植栽地（植栽帯、植ます、分離帯、緑地帯等）の除草に適用すること。

- (1) 受託人は、除草に先立ち、空き缶等の異物を除去する等の清掃を行うこと。
- (~~1~~2) 受託人は、除草にあたっては、人力により雑草を抜き取ること。
- (~~2~~3) 受託人は、地被の植付けられた場所や芝生地では、地被や芝の根を痛めないように施工すること。
- (~~3~~4) 受託人は、花壇等では、花苗を傷めないよう、除草フォークなどにより、雑草だけを根より抜取ること。
- (~~4~~5) 受託人は、抜取跡地は、不陸にならないよう、整地すること。また、清掃を同時に行うこと。
- (~~5~~6) 受託人は、抜取った雑草は、速やかに処理すること。

第Ⅳ編 公園

第2章 公園維持(単価契約)

第2節 公園樹木その他管理業務

2-2-1 公園樹木その他管理

5. 公園樹木診断

- (3) 受託人は、診断方法については、設計図書によるものとし、設計図書に明示のない場合は、以下の事項によること。
- ③ 樹木医は、診断後に樹木の健全度を明示するため、地際にピンを打ち込むこと。樹木医は、ピンの規格・計上方法等について事前に本市監督員の承認を得るとともに、必要数を用意すること。
- 健全度の明示は以下のとおりとすること。

- ~~A~~：健全ほほ健全・・・青ピン
- ~~B~~：要観察、要治療・・・黄ピン
- ~~C~~：伐採・・・・・・・・赤ピン